

7. 交通機関等の割引制度

1) JR旅客運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳を所持している方がJRを利用する場合、運賃が割引になります。

対象者	身体障害者手帳又は療育手帳所持者 ※下表を参照してください。
利用方法	JR各駅の乗車券販売窓口到手帳を提示してください。
問合せ	各駅等 ※購入方法は事前に各駅等に問い合わせください。

対象	割引対象乗車券類	割引率	備考
第1種障害者とその介護者（1名）〔一緒に利用する場合のみ〕	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 但し回数乗車券はJR線区間単独の発売となります。
第1種障害者又は12歳未満の障がい者とその介護者（1名）〔一緒に利用する場合のみ〕	定期乗車券 ※小児定期乗車券を除きます。	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 小児定期旅客運賃については割引を適用しません。
第1種、第2種障害者が単独で利用する場合	普通乗車券	50%	片道の営業キロが100キロを超える場合（私鉄線等他鉄道会社線にまたがる場合を含みます）

※ JR線と私鉄線等他の鉄道会社線をまたがる区間は、1枚で発売できる範囲があらかじめ決められています。

※ 障がい者と介護者をご利用になる場合は、同一区間の乗車券類の購入となります。

※ 第1種・第2種の別については手帳に記載されています。

※ JR以外の旅客運賃割引制度については、各鉄道会社にお問合せください。

※ 令和7年4月1日より、精神障害者保健福祉手帳所持者にも割引制度が導入されています。

手帳の等級により第1種・第2種に標記されます。種別により対象となる乗車券類が異なりますので、詳しくは各駅等へお問い合わせください。

2) つくばエクスプレス旅客運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳を所持している方がつくばエクスプレスを利用する場合、運賃が割引になります。

対象者	身体障害者手帳又は療育手帳所持者 ※次表を参照してください。
-----	--------------------------------

利用方法	各駅の乗車券販売窓口到手帳を提示してください。
問 合 せ	つくばエクスプレス線各駅 ※購入方法は事前に各駅にお問い合わせください。

対 象	割引対象乗車券類	割引率	備 考
第1種障害者とその介護者（1名）〔一緒に利用する場合のみ〕	普通乗車券 回数乗車券	50%	回数乗車券はつくばエクスプレス線区間単独の発売となります。
第1種障害者又は12歳未満の障がい者とその介護者（1名）〔一緒に利用する場合のみ〕	定期乗車券 ※小児定期乗車券を除きます。	50%	小児定期旅客運賃については割引を適用しません。（障がい者が小児の場合は介護者のみ。） 介護者に対しては通勤定期乗車券の発売となります。
第1種、第2種障害者が単独で利用する場合	普通乗車券	50%	距離による制限はなし（つくばエクスプレス線内のみ）

※ 障がい者と介護者をご利用になる場合は、同一区間の乗車券類の購入となります。

※ 第1種・第2種の別については手帳に記載されています。

※ 令和7年4月1日より、精神障害者保健福祉手帳所持者にも割引制度が導入されています。

手帳の等級により第1種・第2種に標記されます。種別により対象となる乗車券類が異なりますので、詳しくは各駅等へお問い合わせください。

3) 県内路線バス運賃の割引

①身体障害者手帳・療育手帳を所持している方が路線バスを利用する場合、運賃が割引になります。

適用範囲	種類	割引率	問合せ
第1種障害者 (本人及び介護者)	普通乗車券 定期乗車券	各バス会社が設定する 割引率	各バス会社窓口
第2種障害者 (本人のみ)	普通乗車券 定期乗車券		

②精神障害者保健福祉手帳を所持している方が路線バスを利用する場合、下記7業者が割引を実施しています。割引率等は各バス会社で異なりますので、ご利用の際はあらかじめ各バス会社にお問い合わせください。

関東鉄道、茨城交通、大利根交通自動車、椎名観光バス、昭和観光自動車、茨城急行自動車、朝日自動車

4) タクシー料金の割引

身体障害者手帳・療育手帳を所持している方がタクシーを利用する場合、料金が1割引になります。

対象者	身体障害者手帳又は療育手帳を所持している方
利用方法	タクシー乗車時に手帳を提示してください。
問合せ	各タクシー会社

5) タクシー料金の助成（福祉タクシー券）

通院や機能回復訓練等のため、医療機関等への通院にタクシーを利用する場合、初乗り運賃を助成します。

対象者	・身体障害者手帳1級・2級の方 ・療育手帳 ^① ・Aの方 ・精神障害者保健福祉手帳1級・2級の方 ・要介護・要支援高齢者 ※ただし、自動車税又は軽自動車税の減免を受けていない方
助成額	初乗り運賃を助成します。年度48枚（年度当初発行の場合）が限度。 ※利用券の譲渡・再発行はできません。
必要書類等	対象となる手帳又は介護保険証
窓口	役場福祉介護課

6) 国内航空路線運賃の割引

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持する満12歳以上の方について、国内の定期航空路線の運賃が割引されます。（種別・各航空運送事業者によっては、介護者1名にも割引が適用される場合があります。）割引率は各航空運送事業者や路線によって異なります。

問合せ	各航空運送事業者、旅行代理店
-----	----------------

7) 有料道路通行料金の割引

身体障害者手帳・療育手帳を所持している方が有料道路を利用する場合、通行料金が割引になります。ただし、有効期限（最長2年間）があり、更新手続きが必要です。

対 象 者	身体障害者手帳又は療育手帳を所持している方
適用範囲	<p>○割引の対象となる方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者ご本人が運転される場合（本人運転） ・障がい者ご本人以外の方が運転され、障がい者ご本人が乗車される場合（介護運転）※上記対象手帳を所持している方のうち、重度の障がいをお持ちの方が対象（重度の障がいの範囲は、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種と同じ範囲）。 <p>○対象となる自動車の範囲</p> <p>乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車、二輪自動車で下記の条件にあてはまるもの（事業用は除く）</p> <p>【自動車を登録する場合】</p> <p>(1) 身体障がい者又は障がい者本人の親族等が所有するもの</p> <p>(2) 重度障がい者の場合で(1)の方が自動車を所有しない場合は、障がい者を常時介護している方が所有するもの</p> <p>※車検証の所有者名が個人名義でないものは登録できません。なお「割賦購入（ローン）又は長期リース」により自動車を使用している場合は、割賦契約書又はリース契約書をお持ちください。</p> <p>※障がい者1人につき1台限り登録できます。</p> <p>【自動車を登録しない場合・登録した自動車以外で有料道路を利用する場合】</p> <p>上記(1)(2)に加えて</p> <p>(3) レンタカー、借用自動車</p> <p>(4) タクシー（介護タクシーを含む）、福祉有償運送車両</p> <p>※登録していない自動車割引を利用する場合は、一般レーン、混在レーン又はサポートレーンで障がい者手帳を提示してください。（ETC専用レーンやスマートインターチェンジでは利用できません。）</p> <p>※本人運転の方は(4)で割引を受けることができません。</p> <p>【参考】 ドライバーズサイト（ドラぷら）障害者割引について https://www.driveplaza.com/etc/dis/etc_dis_handicapped/</p>
割 引 率	50%
窓 口	<p>役場福祉介護課／オンライン申請</p> <p>オンライン申請受付サイト (https://expressway-discount.jp)</p> <p>★オンライン申請の場合は、福祉担当窓口を直接訪れる必要はありませんが、マイナンバーカードのご用意と「マイナポータル」への登録が必要となります。</p>

8) 大洗カーフェリー運賃の割引

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者（第1種・精神障害者保健福祉手帳1級の場合はその介護者も含む）について、旅客運賃が割引となります。

対 象	第1種、第2種を問わず旅客運賃の50%、乗用車運賃の10%が割引となります。第1種・精神障害者保健福祉手帳1級の介護者（1名のみ）も同様の割引となります。
利用方法	乗船券の販売窓口で手帳を提示してください。
問 合 せ	商船三井フェリー大洗旅客予約センター（電話：029-267-4133）

8. 税の減免等

1) 所得税・村県民税の所得控除

種 類	① 障害者控除 本人または扶養控除の対象となる親族に障害がある場合、所得税の障害者控除を受けられます。			
	名称	対象者	所得税	村県民税
	障害者控除	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳3～6級 ・療育手帳B・C ・精神障害者保健福祉手帳2・3級 	1人当たり 27万円	1人当たり 26万円
	特別障害者控除	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1・2級 ・療育手帳④・A ・精神障害者保健福祉手帳1級 	1人当たり 40万円	1人当たり 30万円
同居特別障害者 扶養控除	扶養控除対象の親族が特別障害者で、かつ同居している場合		1人当たり 75万円	1人当たり 53万円
② 心身障害者扶養共済掛金 共済加入者が納める掛金は、その全額を小規模企業共済等掛金控除として所得金額から差し引くことができます。				
③ ストマ用装具の購入費用 人工肛門または尿路変更のストマを持つ方が、ストマケアに係る治療を受けている場合、ストマ用装具の購入費用のうち自己負担分が医療費控除の対象になります。（ただし、医師が発行するストマ用装具使用証明書の添付が必要です。）				
手 続	確定申告（村県民税の申告）時に、必要書類を添付または提示してください。※給与所得者の場合、①と②は年末調整で手続きできます。			
必要書類等	①障害者手帳 ②共済掛金の領収書 ③ストマ用装具購入に係る領収書、ストマ用装具使用証明書			
窓 口 (問合せ)	所得税：竜ヶ崎税務署（電話：0297-66-1303〔自動音声案内〕） 県民税：土浦県税事務所課税第一課（電話：029-822-7212） 村民税：役場税務課 ※勤務先の給与担当者（障害者控除、心身障害者扶養共済掛金のみ）			

2) 村県民税の非課税

障がい者の場合、前年の合計所得金額が135万円以下であれば非課税になります。

窓	<input type="checkbox"/>	県民税：土浦県税事務所課税第一課（電話：029-822-7212） 村民税：役場税務課
---	--------------------------	--

3) 相続税の障害者控除

相続人が85歳未満の障がい者である場合は、85歳に達するまでの年数1年につき10万円（特別障害者のときは20万円）が障害者控除として、相続税額から差し引かれます

窓	<input type="checkbox"/>	竜ヶ崎税務署（電話：0297-66-1303〔自動音声案内〕）
---	--------------------------	---------------------------------

4) 特定障害者に対する贈与税の非課税

特定障害者（特別障害者及び障害者のうち精神に障がいがある方）の方の生活費等に充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者の方を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、特別障害者である特定障害者の方については6,000万円まで、特別障害者以外の特定障害者の方については3,000万円まで贈与税がかかりません。この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社を通じて所轄税務署長に提出しなければなりません。

窓	<input type="checkbox"/>	各信託会社、信託銀行等
(問合せ)		竜ヶ崎税務署（電話：0297-66-1303〔自動音声案内〕）

5) 少額貯蓄の利子等の非課税

障がい者が受け取る一定の預貯金・公債等（限度額350万円）の利子等については、一定の手続きをして預け入れをした場合、非課税になります。

窓	<input type="checkbox"/>	各銀行・証券会社等の金融機関
---	--------------------------	----------------

6) 個人事業税の減免等

障がい者が個人で事業を営む場合、事業税が非課税または減免になります。

事業の内容	減免等の内容
視覚障がい者(両眼の矯正視力が0.06以下)が営むあんま、マッサージ、はり、灸、柔道整復等の医業に類する事業	非課税
身体障がい者が営む事業で、前年の所得が基準以下の場合	一部減免

窓	<input type="checkbox"/>	土浦県税事務所（電話：029-822-7176）
---	--------------------------	--------------------------

7) 自動車税（環境性能割・種別割）の減免（免除）

茨城県では、心身に障がいのある方の移動のためにもっぱら利用する自動車について、一定の要件を満たす場合、申請によって自動車税（環境性能割・種別割）が減免（免除）されます。なお、減免の対象となる自動車は、障がい者の方一人につき一台に限ります。

※ 市町村の「軽自動車税（種別割）」について減免を受けている場合は、「自動車税（種別割）」の減免の対象になりません。（軽自動車税の減免については、役場税務課にお問い合わせください。）

※ 自動車税・軽自動車税の減免を受けると、福祉タクシー利用料金の助成を受けられなくなります。

<対象となる自動車の所有者・使用目的等>

1. 障がい者のために自動車を利用していること。（入院中等、障がい者の移動のために自動車を利用していない場合は対象となりません。）
2. 納税義務者が障がい者本人または生計を一にする方（家族）であること。（法人名義、リース自動車、事業用自動車（緑ナンバー・黒ナンバー）は対象となりません。）
3. 茨城県内のナンバーで適正に登録されている自動車であること。（茨城県外に転出して、自動車の登録を変更していない場合は対象となりません。）

<対象となる障害等級等>

身体障害者手帳		
障害の区分	本人が運転する場合	生計同一・常時介護者が運転する場合
視覚障害	1～4級	左に同じ
聴覚障害	2・3級	
平衡機能障害	3級	
音声機能障害（こう頭摘出に限る）	3級	
上肢障害	1・2級	
下肢障害	1～6級	1～3級
体幹機能障害	1～3級・5級	1～3級
脳病変による運動機能障害（上肢）	1・2級	左に同じ
脳病変による運動機能障害（移動）	1～6級	
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸機能障害	1・3級	
免疫機能障害	1～3級	
肝臓機能障害	1～3級	

療育手帳（判定が有効期限内のもの）
判定が㊦またはA

精神障害者保健福祉手帳（判定が有効期限内のもの）
障害等級が1級の方のうち、自立支援医療費受給者証（精神通院）又は医療福祉費受給者証（マル福）の交付を受けている方もしくは当該障がいの治療のために通院をしている方

※ 障がいが複数ある場合や表以外の障がい名が記載されている手帳をお持ちの方は、下記の県税事務所（軽自動車の場合は役場税務課）へお問い合わせください。

窓 口	<input type="radio"/> 土浦県税事務所（電話：029-822-7205） 同所稲敷支所（電話：029-892-6111） <input type="radio"/> 軽自動車税：役場税務課
-----	--